

うるま市告示第 1 1 8 号

うるま市海外移住者子弟研修生受入事業実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

うるま市長 中村 正人

うるま市海外移住者子弟研修生受入事業実施規程の一部を改正する告示

うるま市海外移住者子弟研修生受入事業実施規程（平成 1 7 年うるま市告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「なお、うるま市海外移住者子弟研修生受入事業実施規程第 1 5 条又は第 1 6 条第 2 項の規定により、研修生本人が市に返還すべき交付金を全額、一括返還しないとき、本会は本人に代わってその債務を履行し、貴市へ迷惑をかけません。」を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。